

第二百十八条 青森県土整備事務所にダム建設所を置き、その名称、位置及び分掌事務は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 | 分 掌 事 務 |
|---------------------|-----|--|
| 青森県土整備事務所浅虫・駒込ダム建設所 | 青森市 | 一 浅虫ダムの建設及び管理に関すること。 二 駒込ダムの建設に関すること。 三 堤川下湯ダムの管理に関すること。 |

(都市公園事務所)
第二百十九条 青森県土整備事務所に都市公園事務所を置き、その名称、位置及び分掌事務は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 | 分 掌 事 務 |
|------------------|-----|--|
| 青森県土整備事務所都市公園事務所 | 青森市 | 一 新青森県総合運動公園の建設に関すること。 二 青森県総合運動公園の施設の建設及び管理に関すること。 三 青い森公園の施設の建設及び管理に関すること。 |

(港湾管理所)
第二百二十条 青森県土整備事務所及び十和田県土整備事務所に港湾管理所を置き、その名称、位置及び担当区域は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 | 担 当 区 域 |
|---------------------|---------|--------------------------|
| 青森県土整備事務所青森港管理所 | 青森市 | 青森港の港湾区域、港湾隣接地域及び臨港地区 |
| 八戸県土整備事務所八戸港管理所 | 八戸市 | 八戸港の港湾区域、港湾隣接地域及び臨港地区 |
| 十和田県土整備事務所むつ小川原港管理所 | 上北郡六ヶ所村 | むつ小川原港の港湾区域、港湾隣接地域及び臨港地区 |

2 港湾管理所の分掌事務は、次のとおりとする。

一 港湾施設の維持管理に関すること。
二 港湾区域内又は臨港地区内における水面の埋立、盛土、敷地等による土地の造成又は整備に関すること。
三 港湾工事の調査、設計、施行及び監督に関すること。
四 海岸保全区域の管理に関すること。
五 その他港湾の利用及び管理に関すること。

3 青森県土整備事務所青森港管理所及び八戸県土整備事務所八戸港管理所に管理課及び工事課を置く。

4 管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 港湾施設の維持管理に関すること。
二 港湾区域、港湾隣接地域及び臨港地区の管理に関すること。
三 海岸保全区域の管理に関すること。
四 港湾施設の使用料、水域及び公共空地の占用料、土砂採取料並びに入港料の徴収に関すること。
五 国有財産（港湾区域及び港湾隣接地域に所在するものに限る。）の使用料の徴収に関すること。

六 港湾統計に関すること。
5 工事課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 港湾工事の調査、設計、施行及び監督に関すること。
二 港湾区域内の公有水面埋立工事の調査、設計及び監督に関すること。
三 海岸保全事業に係る工事の調査、設計及び監督に関すること。
四 工用材料の検査に関すること。
五 補助土木工事の技術的指導及び監督に関すること。

(ダム管理所)
第二百二十一条 弘前県土整備事務所にダム管理所を置き、その名称、位置及び分掌事務は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 | 分 掌 事 務 |
|---------------------|----------|--|
| 弘前県土整備事務所目屋ダム管理所 | 中津軽郡西目屋村 | 岩木川目屋ダムの管理に関すること。 |
| 弘前県土整備事務所遠部・久吉ダム管理所 | 南津軽郡碓ヶ関村 | 一 平川遠部ダムの管理に関すること。 二 平川久吉ダムの管理に関すること。 |

別表第一健康福祉部健康医療課の項を次のように改める。

| | | |
|----------------|--|---|
| 健康福祉部 健康医療課 | 健康づくり 指導監 | 健康づくりに関する企画、調整及び指導並びに特に命ぜられた事務に従事する。 |
| | 歯科衛生指 導監 | 歯科衛生に必要な措置に係る計画の樹立及び調査並びに歯科医療機関の指導の事務に従事する。 |
| 看護指導監 | 看護職員の養成及び確保に関する企画、調整及び指導並びに特に命ぜられた事務に従事する。 | |

別表第一健康福祉部健康医療課の項の次に次のように加える。

| | | |
|----------------|-------|---|
| 健康福祉部 薬務衛生課 | 薬事指導監 | 医薬品等の取締りに必要な措置に係る計画の樹立及び調査並びに薬局開設者等の指導の事務に従事する。 |
|----------------|-------|---|

別表第一商工観光労働部労政・能力開発課の項及び県土整備部監理課の項を削り、同表県土整備部港湾空港課の項を次のように改める。

| | | |
|----------------|----------------|---|
| 県土整備部 港湾空港課 | 七里長浜港 利用促進監 | 七里長浜港の利用の促進に関する企画及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。 |
|----------------|----------------|---|

別表第一県土整備部建築住宅課の項を削る。

別表第三青森県消防学校の項の次に次のように加える。

| | |
|------------|-------|
| 青森県鉄道管理事務所 | 所長、次長 |
|------------|-------|

別表第三食肉衛生検査所の項を削り、同表白神山地ビクターセンターの項の次に次のように加える。

| | | |
|-----|-------|---|
| 保健部 | 総務企画室 | 室長 |
| | | 部長、次長（西北地方健康福祉子どもセンター及び上北地方健康福祉子どもセンターにあつては、二人）、保健医長（中南地方健康福祉子どもセンター、三戸地方健康福祉子どもセンター及び上北地方健康福祉子どもセンター |

健康福祉
子どもセ
ンター
所長

| | | |
|---------------------|---|---|
| 健康福祉 子どもセ ンター | 所長 | に限る。）、衛生指導監（下北地方健康福祉子どもセンターを除く。）、歯科衛生推進監（東地方健康福祉子どもセンターに限る。）、健康づくり推進監（中南地方健康福祉子どもセンターに限る。）、課長 |
| 福祉部 | 部長、次長（西北地方健康福祉子どもセンターにあつては、二人）、監査指導監、課長 | |
| 子ども相談部 | 部長、次長（東地方健康福祉子どもセンターに限る。）、課長 | |

別表第三保健所の項及び福祉事務所の項を削り、同表青森県立中央病院の項中「総看護婦長、副総看護婦長三人、看護婦長、看護長、総括主任看護婦、総括主任看護士、主任看護婦、主任看護士」を「局長、次長、看護指導監二人、総括主幹看護師、看護班長、主幹看護師、総括主任看護師、主任看護師」に改め、同表青森県立つくしが丘病院の項中「総看護婦長、副総看護婦長、看護婦長、看護長、総括主任看護婦、総括主任看護士、主任看護婦、主任看護士」を「部長、副看護部長、総括主幹看護師、看護班長、主幹看護師、総括主任看護師、主任看護師」に改め、同表児童相談所の項を次のように改める。

| | |
|---------|--|
| 食肉衛生検査所 | 所長、次長二人（十和田食肉衛生検査所に限る。）、課長、支所長（十和田食肉衛生検査所に限る。） |
|---------|--|

別表第三青森県立あすなろ学園の項中「係長、科婦長、看護婦長、総括主任看護婦、総括主任看護士、主任看護婦、主任看護士」を「総括主幹看護師、看護班長、主幹看護師、総括主任看護師、主任看護師」に改め、同表青森県立さわらび園の項中「係長、科長、科婦長、総括主任看護婦、総括主任看護士、主任看護婦、主任看護士」を「課長、科長、総括主幹看護師、主幹看護師、総括主任看護師、主任看護師」に改め、同表青森県立精神保健福祉センターの項の次に次のように加える。

| | |
|-------|--|
| 保健所 | 所長、次長（上十三保健所にあつては、二人）、支所長（五所川原保健所に限る。） |
| 福祉事務所 | 所長、次長、支所長（西北地方福祉事務所に限る。） |

児童相談所 一 所長、次長（青森県中央児童相談所に限る。）

別表第三青森県産業技術開発センターの項、青森県工業試験場の項及び青森県機械金属技術研究所の項中「室長」を削り、同表三沢渉外労務管理事務所の項を削り、同表職業能力開発校の項中「課長」を「生涯職業能力開発推進監（青森県立青森高等技術専門校に限る。）」、課長」に改め、同表青森県女性就業援助センターの項を削り、同表農林水産事務所の項中「地域農業改良普及センター所長」の下に「家畜保健衛生所長（北方農林水産事務所を除く。）」を、「三戸地方農林水産事務所及び北方地方農林水産事務所に限る。」の下に「漁港漁場整備事務所所長（東地方農林水産事務所に限る。）」を加え、同表家畜保健衛生所の項を削り、同表青森県水産増殖センターの項中「次長一人」を「次長」に改め、同表漁港事務所の項を削り、同表土木事務所の項を次のように改める。

| |
|---|
| <p>県土整備事務所</p> <p>所長、次長、用地専門監、工事調整監、建築調整監（青森県土整備事務所、弘前県土整備事務所及び八戸県土整備事務所に限る。）、室長、課長、ダム建設所長（青森県土整備事務所に限る。）、都市公園事務所所長（青森県土整備事務所に限る。）、港湾管理所所長（青森県土整備事務所、八戸県土整備事務所及び十和田県土整備事務所に限る。）、ダム管理所長（弘前県土整備事務所に限る。）、駐在主任（青森県土整備事務所に限る。）</p> |
|---|

別表第三青森県浅虫・駒込ダム建設事務所の項、青森県都市公園建設事務所の項、港湾管理事務所の項、青森県目屋ダム管理事務所の項及び地方出納事務所の項を削る。別表第四第一号の表中「次長」の下に「（健康福祉こどもセンターの次長を除く。）」を加え、係長の項を削り、部長の項の次に次のように加える。

| |
|---|
| <p>次長（健康福祉こどもセンターの次長に限る。）</p> <p>当該部の長を補佐し、当該部の事務を整理する。</p> |
|---|

別表第四第一号の表中

| | |
|-----|--------------|
| 科長 | 当該科の事務を掌理する。 |
| 科婦長 | |

を

科長 当該科の事務を掌理する。

に、「看護婦長」を「看護班長」に、

地域農業改良普及センター所長

を

地域農業改良普及センター所長
家畜保健衛生所長

に、

水産事務所所長

を

水産事務所所長
漁港漁場整備事務所所長

に、

つがる農産物加工センター所長

を

つがる農産物加工センター所長
ダム建設所長
都市公園事務所所長
港湾管理所長

に

改める。

別表第四第二号の表社会福祉専門監の項を次のように改める。

| |
|---|
| <p>監査指導監</p> <p>社会福祉施設等の指導監査、福祉行政に係る関係機関との連絡調整及び特に命ぜられた事務に従事する。</p> |
|---|

別表第四第二号の表職業訓練指導監の項の次に次のように加える。

| |
|--|
| <p>生涯職業能力開発推進監</p> <p>職業能力開発の推進及び特に命ぜられた事務に従事する。</p> |
|--|

別表第四第三号の表を次のように改める。

| | | |
|---------|------------------------------------|-------------|
| 職名 | 職 | 務 |
| 総括主幹 | 特に命ぜられた事項に関する企画、調査及び立案に関する事務に従事する。 | |
| 総括主幹看護師 | 特に命ぜられた事項に関する事務に従事する。 | |
| 主幹 | | |
| 主幹看護師 | | 特定の事務を掌理する。 |

別表第四第五号の表を次のように改める。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|-----|-----|----|-----------|----|-----|----|----|---|----|------|---------|-------|-------|------|------------------------------|
| 課長 | 次長 | 技師長 | 副部長 | 部長 | 救命救急センター長 | 局長 | 副院長 | 院長 | 職名 | 職 | 職務 | 総括主査 | 総括主任看護師 | 主任看護師 | 主任看護師 | 駐在主任 | 特に重要な事務を処理する。 重要な事務を処理する。 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---------|--------------------------|
| 看護指導監 | 看護技術の指導及び特に命ぜられた事務に従事する。 |
| 副看護部長 | 部長を補佐し、部の事務を整理する。 |
| 総括主任看護師 | 特に命ぜられた事項に関する事務に従事する。 |
| 看護班長 | 班の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |
| 主任看護師 | 特定の事務を掌理する。 |
| 主幹看護師 | 特に重要な事務を処理する。 |
| 総括主査 | 特に命ぜられた事務を処理する。 |
| 総括主任看護師 | 重要な事務を処理する。 |
| 主任看護師 | 特に命ぜられた事務を処理する。 |
| 院付 | |

別表第六青森県私立学校審議会の項に次のように加える。

| | | | | | | |
|--------------------------|---|----|-----------------|-------------------------|---------------------|-------|
| 青森県 固定資産 評価 審議会 | 地方税法（昭和二十五 年法律第二百一十号） 第四百一条の二第三項 第一号及び第二号に規 定する事項その他固定 資産の評価に関する事 項で知事その意見を 求めたものについて調 査審議する。 | 会長 | 地方税法の 規定による。 | 地方税 法の規 定によ る。 | 二年 委員 の互 選 | 課 務 税 |
|--------------------------|---|----|-----------------|-------------------------|---------------------|-------|

別表第六青森県防災会議の項及び青森県石油コンビナート等防災本部の項中「消防防災課」を「防災消防課」に改め、同表青森県固定資産評価審議会の項を削り、同表青森県消費生活審議会の項中「生活衛生・交通安全課」を「文化・スポーツ振興課」に改め、同表青森県生活衛生適正化審議会の項を削り、同表青森県交通安全対策会議の項中「生活衛生・交通安全課」を「文化・スポーツ振興課」に改め、同表青森県青少年健全育成審議会の項中「青少年・男女共同参画課」に改め、同表青森県男女共同参画審議会の項中「男女共同参画課」

を「青少年・男女共同参画課」に改め、同表中

「黒石保健所運営協議会

五所川原保健所運営協議会

十和田保健所運営協議会

三沢保健所運営協議会

生関係団体」を「食品・生活衛生関係団体」に、

青森保健所運営協議会にあつては十九人以内、弘前保健所運営協議会及び十和田保健所運営協議会にあつては十八人以内、八戸保健所運営協議会にあつては二十二人以内、黒石保健所運営協議会、三沢保健所運営協議会及びむつ保健所運営協議会にあつては十七人以内、五所川原保健所運営協議会にあつては二十四人以内とする。

青森保健所運営協議会にあつては十九人以内、弘前保健所運営協議会、五所川原保健所運営協議会及び上十三保健所運営協議会にあつては二十四人以内、八戸保健所運営協議会にあつては二十二人以内、むつ保健所運営協議会にあつては十七人以内とする。

「黒石保健所感染症診査協議会

五所川原保健所感染症診査協議会

十和田保健所感染症診査協議会

三沢保健所感染症診査協議会

「黒石保健所結核診査協議会

五所川原保健所結核診査協議会

十和田保健所結核診査協議会

三沢保健所結核診査協議会

森県地方薬事審議会の項及び青森県麻薬中毒審査会の項を削り、同表青森県准看護婦試験委員の項中「青森県准看護婦試験委員」を「青森県准看護婦試験委員」に、「保健師助産師看護師法」を「保健師助産師看護師法」に、「准看護婦試験に」を「准看護婦試験に」に改め、同項の次に次のように加える。

「五所川原保健所運営協議会
に、「食品・環境衛
上十三保健所運営協議会」

「五所川原保健所感染症診査協議会
に、
上十三保健所感染症診査協議会」

「五所川原保健所結核診査協議会
に改め、青
上十三保健所結核診査協議会」

「五所川原保健所結核診査協議会
に改め、青
上十三保健所結核診査協議会」

| | | | | | | | |
|------------|--|----------------|---|---------------------|---------------------|---------------------|------------|
| 青森県生活衛生適正 | 青森県生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十 | 委員 | 一 学識経験を有する者 | 二十人以内。 | 二年 | 委員の互選 | 青森県生活衛生課 |
| 青森県麻薬中毒審査会 | 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の八第四項（第五十八条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、措置入院者の入院を継続することの適否について審査すること。 | 麻薬及び向精神薬取締法令（昭 | 麻薬及び向精神薬取締法令の規定による。 | 麻薬及び向精神薬取締法令の規定による。 | 麻薬及び向精神薬取締法令の規定による。 | 麻薬及び向精神薬取締法令の規定による。 | 青森県麻薬中毒審査会 |
| 青森県地方薬事審議会 | 薬事法（昭和三十五年法律第一百四十五号）第四条の規定に基づき、薬事に関する重要事項を調査審議すること。 | 会長委員 | 一 薬事関係業者を代表する者 二 学識経験を有する者 三 県の職員 | 十五人以上 | 二年 | 委員の互選 | 青森県地方薬事審議会 |

化審議
会

二年法律第百六十四号)第五十八條の規定により、同法の施行に関する重要事項を調査審議し、同条第二項に規定する処分に関し意見を答申し、並びに関係各行政機関及び厚生科学審議会に同法の施行に関する事項について建議すること。

二 生活衛
生関係営
業者の意
見を代表
する者
三 利用者
又は消費
者の意見
を代表す
る者
衛生関
係営業
者の意
見を代
表する
者の委
員の数
と利用
者又は
消費者
の意見
を代表
する者
の委員
の数は
同数
とする

課 生 衛 務 薬

別表第六青森県精神保健福祉審議会の項中「(昭和二十五年法律第百二十三号)」及び「、並びに同法第三十二條第三項及び第四十五條第一項の申請に関する必要な事項を審議し」を削り、「ついで」の下に「及び同法第五十條の二の五第二項の規定により事業の廃止命令について」を加え、同表青森県駐留軍関係離職者等対策協議会の項を削り、同表青森県農政審議会の項の次に次のように加える。

| | | | | | | | | |
|--------------------------|--|---------------------|----------------|--------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------|
| 青森県 農業共 済保険 審査会 | 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第百三十一條第一項及び第百四十三條の二第二項の規定による農業共済組合連合会 | 農業 災害 補償 法 | 農業災害補償法の規定による。 | 農業災 害補償 法の規 定によ る。 | 農業 災害 補償 法 | 農業 災害 補償 法 | 農業 災害 補償 法 | 団 体 |
|--------------------------|--|---------------------|----------------|--------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------|

| | | |
|---|----------------|-----------|
| の組合員の提起する保 険に関する訴の審査並 びに農業災害の発生、 予防及び防止に関する 事項、共済掛金及び保 険料等の適正化に関す る事項等に関する調査 審議に関すること。 | る。 る。 る。 | 課 善 改 営 經 |
|---|----------------|-----------|

別表第六青森県農業共済保険審査会の項を削り、同表青森県八戸漁港管理会青森県大畑漁港管理会青森県鱈ヶ沢漁港管理会青森県小泊漁港管理会青森県白糠漁港管理会青森県佐井漁港管理会の項中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

附 則

- 1 (施行期日)
この規則は、平成十四年四月一日から施行する。(経過措置)
- 2 改正前の青森県行政組織規則(以下「改正前の規則」という。)第百條の二十二に規定する三沢渉外労務管理事務所及び改正前の規則第百條の四十に規定する青森県女性就業援助センター並びに改正前の規則第百二十八條に規定する地方出納事務所の平成十三年度の予算に係る整理事務及び決算事務は、それぞれ商工観光労働部労政・能力開発課及び出納局経理課において所掌するものとする。
- 3 次の表の上欄に掲げる改正前の規則第五十六條に規定する保健所、改正前の規則第六十一條に規定する福祉事務所、改正前の規則第七十八條に規定する児童相談所、改正前の規則第百五十二條に規定する家畜保健衛生所、改正前の規則第百八十五條に規定する漁港事務所、改正前の規則第二百五十五條に規定する土木事務所、改正前の規則第二百二十條に規定する青森県浅虫・駒込ダム建設事務所、改正前の規則第二百二十二條の三に規定する青森県都市公園建設事務所、改正前の規則第二百二十四條に規定する港湾管理事務所及び改正前の規則第二百二十六條に規定する青森県目屋ダム管理事務所の平成十三年度の予算に係る整理事務及び決算事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる機関において所掌するものとする。

| | | |
|------------|----------|-----------------|
| 青森保健所 | 東地方福祉事務所 | 東地方健康福祉こどもセンター |
| 青森中央児童相談所 | | |
| 弘前保健所 | | |
| 黒石保健所 | | |
| 中南地方福祉事務所 | | 中南地方健康福祉こどもセンター |
| 青森県弘前児童相談所 | | |
| 八戸保健所 | | |
| 三戸地方福祉事務所 | | 三戸地方健康福祉こどもセンター |
| 青森県八戸児童相談所 | | |
| 五所川原保健所 | | |
| 西北地方福祉事務所 | | 西北地方健康福祉こどもセンター |
| 十和田保健所 | | |
| 三沢保健所 | | |
| 上北地方福祉事務所 | | 上北地方健康福祉こどもセンター |
| むつ保健所 | | |
| 下北地方福祉事務所 | | 下北地方健康福祉こどもセンター |
| 青森家畜保健衛生所 | | |
| 東青地方漁港事務所 | | 東地方農林水産事務所 |
| 弘前家畜保健衛生所 | | |
| 八戸家畜保健衛生所 | | |
| 三八地方漁港事務所 | | 三八地方農林水産事務所 |
| 十和田家畜保健衛生所 | | |
| むつ家畜保健衛生所 | | |
| 下北地方漁港事務所 | | 下北地方農林水産事務所 |
| 木造家畜保健衛生所 | | |
| 西北地方漁港事務所 | | 西地方農林水産事務所 |

| | |
|-----------------|--------------|
| 青森土木事務所 | 青森土木事務所 |
| 青森県浅虫・駒込ダム建設事務所 | 青森県土木整備事務所 |
| 青森県都市公園建設事務所 | |
| 青森港管理事務所 | |
| 弘前土木事務所 | 弘前県土木整備事務所 |
| 青森県目屋ダム管理事務所 | |
| 八戸土木事務所 | 八戸県土木整備事務所 |
| 八戸港管理事務所 | |
| 五所川原土木事務所 | 五所川原県土木整備事務所 |
| 十和田土木事務所 | 十和田県土木整備事務所 |
| むつ小川原港管理事務所 | |
| むつ土木事務所 | むつ県土木整備事務所 |
| 鱒ヶ沢土木事務所 | 鱒ヶ沢県土木整備事務所 |

4 (賠償責任を有する補助職員を指定する規則の一部改正)
賠償責任を有する補助職員を指定する規則(昭和四十年十月青森県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

| | |
|--------|-----------------------------|
| 支出又は支払 | 出納局出納課の課長、課長補佐及び支払班長の職にある職員 |
|--------|-----------------------------|

5 (青森県税条例施行規則の一部改正)
青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第三項第一号中「福祉事務所若しくは」を「健康福祉こどもセンターの長、福祉事務所若しくは」に改め、「戦傷病者の援護事務を処理する機関の長又は保健所の長」を「又は戦傷病者の援護事務を処理する機関の長」に改める。
(青森県食品衛生法施行細則の一部改正)

6 青森県食品衛生法施行細則(昭和四十八年五月青森県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十二号様式中「保健所長」を「健康福祉こどもセンター所長」に改める。

(青森県小規模水道規制条例施行規則等の一部改正)
 7 次に掲げる規則の規定中「保健所長」を「健康福祉こどもセンター所長」に改める。

一 青森県小規模水道規制条例施行規則(昭和四十八年五月青森県規則第三十六号)第十三条

二 青森県狂犬病予防法施行細則(昭和二十五年十一月青森県規則第百十六号)第十二条第一項

三 青森県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成四年二月青森県規則第六号)第三条

四 青森県化製場等に関する規則(昭和五十九年九月青森県規則第五十号)第十条第一項及び第二項

五 青森県調理師法施行細則(昭和四十四年七月青森県規則第四十四号)第七条第二項

六 青森県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則(昭和四十四年二月青森県規則第八号)第三条

七 青森県柔道整復師法施行細則(昭和四十六年八月青森県規則第五十三号)第三条

八 青森県臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則(昭和五十六年八月青森県規則第三十七号)第三条第一項

九 青森県覚せい剤取締法施行細則(昭和五十四年五月青森県規則第二十号)第三条第二項

(青森県飼い犬の管理及び犬による危害の防止に関する条例施行規則の一部改正)
 8 青森県飼い犬の管理及び犬による危害の防止に関する条例施行規則(昭和四十一年一月青森県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「保健所」を「健康福祉こどもセンター」に改める。

(青森県浄化槽法施行細則等の一部改正)
 9 次に掲げる規則の規定中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

一 青森県浄化槽法施行細則(昭和六十年十月青森県規則第五十八号)第二条第一項

二 青森県国有財産管理規則(平成七年五月青森県規則第三十一号)第十二条

三 青森県砂防指定地管理規則(昭和四十三年三月青森県規則第二十四号)第四条、第六条及び第七条

四 青森県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(平成十二年三月青森県規則第六十七号)第四条第二項

五 青森県港湾法第五十六条に関する施行細則(平成十二年三月青森県規則第二百一十四号)本則

(青森県生活保護法施行細則の一部改正)
 10 青森県生活保護法施行細則(平成七年三月青森県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「福祉事務所長」を「健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第四条第一項及び第二項中「福祉事務所長は」を「健康福祉こどもセンター所長は」に、「福祉事務所長に」を「健康福祉こどもセンター所長又は福祉事務所長に」に改める。

第五条第一項第四号及び第二項、第六条第四項、第七条から第九条まで並びに第十条第一項及び第二項中「福祉事務所長」を「健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第十五条第一項中「福祉事務所長は」を「健康福祉こどもセンター所長は」に、「福祉事務所長に」を「健康福祉こどもセンター所長又は福祉事務所長に」に改め、

同条第二項中「福祉事務所長」を「健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第十六条第一項及び第二項中「福祉事務所長」を「健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第二号様式中「写細」を「写細」に改める。

第三号様式の別表及び第四号様式の別表中「所長」を「部長」に改める。

第七号様式中「福祉事務所」を「健康福祉こどもセンター」に改める。

第九号様式中「福祉事務所」を「健康福祉こどもセンター」に改める。

第十号様式から第十一号様式まで及び第十三号様式の表中「福祉事務所長」を「健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第十四号様式中「福祉事務所」を「健康福祉こどもセンター」に改める。

「福祉事務所」を「健康福祉こどもセンター」に改める。

第十七号様式から第二十号様式までの規定中「福祉事務所長」を「健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第二十一号様式中「福祉事務所長」を「健康福祉こどもセンター所長」に、「福祉事務所に」を「健康福祉こどもセンター」に改める。

第二十二号様式中「福祉事務所長」を「健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第二十三号様式中「福祉事務所長」を「健康福祉こどもセンター所長」に、「福祉事務所に嘱託医」を「健康福祉こどもセンター嘱託医」に改める。

第二十四号様式から第二十六号様式まで、第三十一号様式、第三十四号様式、第三十六号様式及び第三十七号様式中「福祉事務所長」を「健康福祉こどもセンター所長」に改める。

(青森県歯科技工士法施行細則等の一部改正)

11 次に掲げる規則の規定中「所轄保健所長」を「所轄健康福祉こどもセンター所長」に改める。

一 青森県歯科技工士法施行細則(昭和三十一年一月青森県規則第五号)第三条

二 青森県薬事法施行細則(昭和三十六年九月青森県規則第八十四号)第七条

三 青森県麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和四十年四月青森県規則第三十六号)第十条第二項

(青森県毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正)

12 青森県毒物及び劇物取締法施行細則(昭和四十五年四月青森県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第八条中「所管保健所長」を「所管健康福祉こどもセンター所長」に改める。

(青森県母子保健法施行細則の一部改正)

13 青森県母子保健法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条、第四条第一項及び第二項、第五条第一項及び第二項、第六条第一項から

第三項まで、第八条第一項及び第三項並びに第九条第一項、第二項、第四項及び第六項中「保健所長」を「健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第一号様式、第二号様式、第五号様式から第九号様式まで、第十三号様式及び第十四号様式中「産婦人科」を「産婦人科」に改める。

(青森県身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

14 青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「福祉事務所長」を「健康福祉こどもセンター所長」に改める。

(青森県知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

15 青森県知的障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条、第九条第一項及び第四項、第十条第一項から第三項まで及び第五項並びに別表第二の備考第四号4中「福祉事務所長」を「健康福祉こどもセンター所長」に改める。

第三号様式、第四号様式、第十五号様式から第十八号様式までの規定中「助産師

嘱託医」を「産婦人科」に改める。

(青森県家畜伝染病予防法施行細則の一部改正)

16 青森県家畜伝染病予防法施行細則(昭和五十年四月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「家畜保健衛生所長」を「農林水産事務所の家畜保健衛生所長」に改める。

(青森県家畜伝染病まん延防止規則の一部改正)

17 青森県家畜伝染病まん延防止規則(昭和五十年四月青森県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「家畜保健衛生所長」を「農林水産事務所の家畜保健衛生

所長(以下「家畜保健衛生所長」という。)」に改める。

第一号様式から第四号様式までの規定中「家畜保健衛生所長」を「農林水産事務所

所 家畜保健衛生所長」に改める。

第五号様式中「家畜保健衛生所長 氏名」を「農林水産事務所 家畜保健衛生所長 氏名」に、「家畜保健衛生所長」を「農林水産事務所の家畜保健衛生所長」に改める。

第六号様式及び第七号様式中「家畜保健衛生所長」を「農林水産事務所 家畜

保健衛生所長」に改める。

(青森県動物用医薬品等販売業に関する規則の一部改正)

18 青森県動物用医薬品等販売業に関する規則(昭和三十七年一月青森県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「所轄家畜保健衛生所長」を「所轄農林水産事務所の家畜保健衛生所長」に改める。

(青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部改正)

19 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成二年三月青森県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「監理課長補佐及び監理課建設業班長」を「職員」に改める。
（青森県河川法施行細則の一部改正）

20 青森県河川法施行細則（昭和四十年四月青森県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「土木事務所」を「県土整備事務所」に改める。
第五条及び別表中「土木事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

（水防施設費補助規則の一部改正）

21 水防施設費補助規則（昭和二十七年十一月青森県規則第一百七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「所轄土木事務所長」を「所轄県土整備事務所長」に改める。

（青森県海岸法施行細則の一部改正）

22 青森県海岸法施行細則（昭和四十二年四月青森県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「定めた区域」の下に「並びに県の管理する漁港区域内の海岸保全区域、当該漁港区域に接する海岸保全区域のうち法第五条第四項の規定に基づき協議して定めた区域及び当該漁港区域に接する一般公共海岸区域のうち法第三十七条の第三第二項の規定に基づき協議して定めた区域」を加え、同号を同条第一号とし、同条第四号中「前三号」を「前号」に、「土木事務所」を「県土整備事務所」に改め、同号を同条第二号とする。

（青森県地すべり等防止法施行細則の一部改正）

23 青森県地すべり等防止法施行細則（昭和四十三年三月青森県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「土木事務所」を「県土整備事務所」に改める。

（青森県港湾管理条例施行規則の一部改正）

24 青森県港湾管理条例施行規則（平成十二年三月青森県規則第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「土木事務所長又は港湾管理事務所長」を「県土整備事務所長」に改める。

（青森県都市計画公聴会規則の一部改正）

25 青森県都市計画公聴会規則（昭和四十五年二月青森県規則第九号）の一部を次の

ように改正する。

第三条第二項中「行なう」を「行う」に、「土木事務所」を「県土整備事務所」に改める。

| | |
|-------------|-------------------------------------|
| 青 森 県 | 発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 |
| 青 森 県 | 印刷所・販売人 青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社 |

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭